**社会福祉法人福島県社会福祉協議会**

**喀痰吸引等研修事業実施要綱**

１．目的

本要綱は、「社会福祉法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。）」、「社会福祉士及び介護福祉士法施行細則（昭和62年厚生省令第49号。）」、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱」、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修実施要領」並びに「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実地研修実施要領」（以下、「国及び県の実施要綱等」という。）に基づき、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、実施する基本研修及び実地研修について、必要な事項を定める。

２．実施主体

本研修事業は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が登録研修機関として行うものとする。

３．基本研修：受講対象者

　福島県内の救護施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害児（者）施設、訪問介護事業所等に就業している介護職員を対象とする。

４．基本研修：講義

国及び県の実施要綱等に基づき50時間の講義を実施する。

５．基本研修：筆記試験による修得程度の審査方法

（１）講義について、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認する。

（２）出題範囲は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 研修課程 | 出題範囲 |
| 省令附則第四条別表第一の①講義 | 左同 |
| 省令附則第四条別表第二の①講義 | 左同 |

（３）出題形式は、客観式問題（四肢択一）により行う。

（４）出題数は５０問、試験時間は９０分とする。

（５）問題作成については、県高齢福祉課の協力により作成する。

（６）総正解率が９割以上の者を合格とする。

６．基本研修：演習による技能修得の確認方法

（１）演習は、国及び県の実施要綱等に定められた内容・手順に沿って実施する。

（２）演習は、演習指導講師による評価を実施し、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認する。

（３）演習は、別添１－１から別添１-５の「基本研修（演習）評価票」を用いて評価する。

（４）演習の修了が認められなかった者については、再度、演習及び評価の機会（補講）を設ける。

（５）補講において全課程の合格評価が得られなかった者は、基本研修の修了を認めないこととし、再度、基本研修の全課程の研修受講を要する。

７．基本研修：修了証明書

（１）講義を適正に受講し、筆記試験に合格し、かつ演習の評価判定基準に達した場合は、基本研修に関する修了証明書を別添２により、交付する。

（２）県社協が実施した基本研修を受講した者が、基本研修に関する修了証明証の再交付が必要な場合は、別添３「喀痰吸引等研修 修了証明書申請書」に定額小為替300円及び切手を貼付した返信用封筒を添付して県社協へ申請する。

（３）県社協は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した名簿を作成し、管理する。

８．実地研修：受講対象者

実地研修の対象者は、喀痰吸引等基本研修（不特定多数の者対象）を修了し基本研修に関する修了証書等を所持している者、または社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号から第３号まで若しくは第５号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第４号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者とする。

９．実地研修：研修先の確保

（１）実地研修の実施にあたっては、受講者の所属する施設等が国及び県の実施要綱等に基づく実地研修先を確保すること。

（２）受講者の所属する施設等以外で実地研修を実施する場合、所属する施設等は別添４「喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）に係る職員受入申込書」により、受入施設等に申込をすること。

（３）実地研修受入施設等は、別添５「喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）に係る職員受入承諾書」を受講者の所属する施設等へ送付すること。

（４）受講生の所属する施設等と実地研修受入施設等が別法人の場合は、双方の間で参考様式「喀痰吸引等実地研修 業務契約書」を参考に、契約を締結すること。

10．実地研修：実施期間

（１）実地研修は単年度内で実施することとし、複数年度に渡って実施することは認めない。

（２）受講者の所属する施設等は、実地研修開始予定日の１か月前までに県社協が求める書類を提出する。県社協は提出された書類を精査し、受講者の所属する施設等に対し実施決定を通知する。施設等はその通知を受け取ってから実地研修を開始できるものとする。

（３）実地研修は毎年度２月１５日までに修了するものとし、受講者の所属する施設等は、実地研修を修了してから１か月以内に県社協が求める書類を提出する。

（４）当該年度内に実地研修が修了しない場合は、受講者の所属する施設等は改めて次年度以降に実地研修における必要書類を提出し、県社協の決定を受けるものとする。

11．実地研修：提出書類

（１）研修開始前に提出する書類

　　①実地研修開始前に提出する書類チェックシート

　　②様式第１号　喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）実施届

　　③様式第２号　業務実施計画書

　　④様式第３号　業務計画書

　　⑤様式第４号　実地研修実施体制確認表及び各種添付書類

　　⑥その他　同法人他施設で実施する場合：別添５ 承諾書（写）

　　　　　　　別法人他施設で実施する場合：別添５ 承諾書（写）及び契約書（写）

（２）研修修了後に提出する書類

　　①実地研修修了後に提出する書類チェックシート

　　②様式第５号　業務完了報告書

　　③様式第６号　業務実績報告書

　　④別紙１　実績報告書

　　⑤別紙２－１及び２－２　実地研修 総合評価票

　　⑥別紙３－１、３－２、３－３、３－４、３－５、３－６、３－７　実地研修 評価票

　※該当項目のみ提出する

　　⑦喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書　※該当する場合に提出する

12．実地研修：実施及び技能修得の確認方法

県社協は、実地研修が適正に行われたかどうかについて、国及び県の実施要綱等に基づき、実地研修修了後に施設等から提出された書類により確認する。

13．実地研修：修了証明書

（１）国及び県の要綱等に基づき実地研修の修了に該当する場合は、研修修了者に対して修了証明書を別添６により、交付する。

（２）修了証明書の交付を受けようとする者は、別添３「喀痰吸引等研修 修了証明書申請書」に定額小為替300円及び切手を貼付した返信用封筒を添付して県社協へ申請する。

（３）実地研修に関する修了証明書の再交付が必要な場合は、別添３「喀痰吸引等研修 修了証明書申請書」に定額小為替300円及び切手を貼付した返信用封筒を添付して県社協へ申請する。

（４）県社協は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した名簿を作成し、管理する。

　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（様式第１号）

**喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）実施届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

会　長　　北　村　 清　士　　様

　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　代表者名

下記のとおり、喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）を実施することを届けます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 事業所の名称 |  | | | | | | |
| 事業所長名 |  | | | | | | |
| ２ | 事業所の  所在地 |  | | | | | | |
| ３ | 研修事業所名 |  | | | | | | |
| 研修事業所の  所在地 |  | | | | | | |
| ４ | 研修受講者の  受入責任者名 |  | | | | | | |
| ５ | 事務担当者名  連絡先 | 電話番号（　　　　）　　　　　－  ＦＡＸ　（　　　　）　　　　　－ | | | | | | |
| ６ | 研修受講者の  受入時期 | 令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日 | | | | | | |
| ７ | 受入可能人数 | 一日あたり受入可能な人数　　　　　　　人 | | | | | | |
| ８ | 実地研修  指導者 | 氏名 |  | | 資格 |  | 経験  年数 |  |
| 氏名 |  | | 資格 |  | 経験  年数 |  |
| 氏名 |  | | 資格 |  | 経験  年数 |  |
| ９ | 他施設職員の受け入れ | 可  不可 | | （不可の理由） | | | | |

※事業所長名は、施設長名及び管理者名を記入願います。

（様式第２号）

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

会　長　　北　村　 清　士　　様

法人名

法人所在地

代表者名

業　務　実　施　計　画　書

令和　　年　　月　　日付けで実施届を提出した喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）について下記により実施します。

記

１　業務名

　喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務

２　計画書を提出する事業所の名称

３　添付書類

（１）業務計画書（様式第３号）

（２）実地研修実施体制確認表（様式第４号）

※様式第４号の確認資料を添付する。

（３）その他参考となる資料

（様式第３号）

業　務　計　画　書

１　事業所の名称

２　研修実施場所（事業所）名

　　同施設：

　　法人内：

　　　　　　(→承諾書が必要となります。)

　　委託先：

　　　　　 　　(→別法人に委託する場合は、承諾書と契約書が必要となります。)

３　指導者名（看護師等免許写し及び指導者養成講習等の写しを添付すること）

４　実地研修類型（選択した方に○をつけること）

　　　　第一号研修　　・　　第二号研修

５　研修協力者氏名・実施する内容（例：氏名○○ ○○、口腔内のたん吸引）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 実地研修項目 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　研修の実施期間　※当該年度内の記載とする。

　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

７　研修受講者名　※記載の誤りのないように注意すること。基本研修等の修了証を添付。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 所属事業所名 | 氏　名 | 生年月日(和暦) |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |



（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

会　長　　北　村　 清　士　　様

法人名

法人所在地

代表者名

業務完了報告書

　令和　　年　　月　　日付けで実施届を提出した喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）について下記のとおり完了しましたので報告します。

記

１　事業完了日　　　令和　　年　　月　　日

２　事業開始年月日　　　令和　　年　　月　　日

３　事業終了年月日　　　令和　　年　　月　　日

４　報告書を提出する事業所の名称

５　実地研修を行った事業所の名称

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

会　長　　北　村　 清　士　　様

法人名

法人所在地

代表者名

業務実績報告書

令和　　年　　月　　日付けで実施届を提出した喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務について下記のとおり実施しましたので、実績について報告します。

記

１　業務名

　喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務

２　報告書を提出する事業所の名称

３　添付書類

（１）実績報告書（別紙１）

（２）実地研修 総合評価票（別紙２）

（３）実地研修 評価票（別紙３）

（４）ヒヤリハット・アクシデント報告書　※該当する場合のみ

（別紙１）

実績報告書

１　報告を提出する事業所の名称

２　実地研修実施状況

1. 実地研修実施施設名：
2. 指導看護師氏名：
3. 受講生氏名（下記表のとおり）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講生  氏名 | 研修協力者氏名  （施設等利用者） | 研修実施  年月日 | 実施したケアの内容 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |





























（別添２）

|  |
| --- |
| 第　　　号  基本研修 修了証明書  氏名　　　○○○○  生年月日　（和暦）　　年　　　月　　　日  　令和○年度社会福祉法人福島県社会福祉協議会が実施した喀痰吸引等基本研修研修（第一号・第二号研修）の講義及び演習評価を修了したことを証します。  令和 　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　社会福祉法人 福島県社会福祉協議会  　　　　　　　　会　長　　　北　村　 清　士　　　印 |

（別添３）

喀痰吸引等研修 修了証明書申請書

　下記の研修を修了したことの証明書の発行をお願いします。

記

１　研修修了者氏名及び生年月日

　（１）氏　　名

　（２）生年月日

※再発行の場合のみ身分証の写しを添付する。また、再発行で氏名に変更がある場合、戸籍抄本の写し等、同一人であることを証明する書類を添付する。

２　証明書が必要な研修

（１）研修名（○を記載する）

喀痰吸引等研修〈 基本研修 ・ 実地研修 〉

（２）修了年月　※再発行の場合のみ記載

３　証明書が必要な理由

　　令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

会　長　　北　村　 清　士　　様

　　　　　　　　　　　　申請人　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（日中の連絡先）

（送付先）

　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

（別添４）

令和　　年　　月　　日

（実地研修受入施設等の長）　様

　（喀痰吸引等研修受講者の所属施設等の長）

喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）に係る職員受入申込書

　このことについて、下記の職員について実地研修の受入れを申込みますので、ご承諾の際は別紙「喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）に係る職員受入承諾書」に記載の上、ご提出くださるようお願いします。

記

１　受入職員氏名等

　　所属機関名：

　　氏名：

　　生年月日：　　　　年　　　月　　　日生

　　資格：

２　受入期間等

　　　期間：

　　　　※当該年度内とすること

内容：実地研修〈 第一号研修 ・ 第二号研修 〉

　※該当研修に○

研修項目：

３　依頼施設等 研修責任者氏名等

　　研修責任者氏名：

　　連絡先電話番号：

（別添５）

令和　　年　　月　　日

（喀痰吸引等研修受講者の所属施設等の長）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実地研修受入施設等の長）

喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）に係る職員受入承諾書

　標記実地研修について、下記のとおり貴施設職員の受け入れを承諾します。

記

　１　受入職員氏名等

　　　所属機関名：

　　　氏　　名：

　　　生年月日：　　　　　年　　　月　　　日生

　　　資　　格：

　２　受入期間等

　　　期間：

　　　　※当該年度内とすること

内容：実地研修〈 第一号研修 ・ 第二号研修 〉

　※該当研修に○

研修項目：

　３　受入施設等 研修責任者氏名等

　　　研修専任者名：

　　　連等先電話番号：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　号  修　了　証　明　書  氏　　名  生年月日　（和暦）　　　年　　　月　　　日  　あなたは、社会福祉法人福島県社会福祉協議会が実施した喀痰吸引等研修の全課程を修了したことを証します。  　　実地研修を修了した行為　（※修了した行為について○を記載する）   |  |  | | --- | --- | |  | １　口腔内の喀痰吸引 | |  | ※口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） | |  | ２　鼻腔内の喀痰吸引 | |  | ※鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） | |  | ３　気管カニューレ内部の喀痰吸引 | |  | ※気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） | |  | ４　胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 | |  | ５　経鼻経管栄養 |     令和　　年　　月　　日  社会福祉法人福島県社会福祉協議会  会　長　 北　村　 清　士 |

（別添６）

【参考様式】

喀痰吸引等実地研修 業務委託契約書　（例）

１　委託業務の名称　喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務

２　委託の期間　着　　手　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　履行期限　令和　　年　　月　　日まで

上記委託業務について、委託者　喀痰吸引等研修受講者の所属施設　　　　　　（以下「甲」という。）と受託者　実地研修受入施設　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第１条　乙は、別紙喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務委託に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

２　仕様書に明示されていないもので必要ある事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

（業務に係る費用）

第２条　研修実施に要する費用は、甲乙協議の上、決定する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（連携と協力）

第４条　甲と乙は、実地研修の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑に実地研修を行うことができるよう努めるものとする。

（業務内容の変更等）

第５条　甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（損害負担）

第６条　業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）履行期限内に業務が完了しないとき、又は業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

（２）着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）第３条の規定に違反したとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

　　　イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　　ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　ヘ　業務に使用する物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者契約を締結したと認められるとき。

　　ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を業務に使用する物品等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（５）前各号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（秘密の保持）

第８条　乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第９条　乙はこの契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第10条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第11条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　甲（委託者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　公印

　　　　　　　乙（受託者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　公印

別記

個人情報取扱特記事項

　　（基本的事項）

　第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

　（秘密の保持）

　第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

　２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

　（収集の制限）

　第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

　（目的外利用・提供の禁止）

　第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　　（適正管理）

　第５　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（複写・複製の禁止）

　第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

　　（作業場所の指定等）

　第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

　２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

　　（資料等の返還等）

　第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

　　　ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

　（事故発生時における報告）

　第９　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

　　（調査等）

　第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

　　（指示）

　第11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

　　（再委託の禁止）

　第12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

　２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

　　（損害賠償）

　第13　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

　２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

　　（契約解除）

　第14　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務委託に関する仕様書

１　実施方法

（１）研修内容については、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱第４（２）イ」及び「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実地研修実施要領」（以下、実地研修実施要領という。）のとおりとし、別表３に示す各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施すること。

（２）研修方法については、「介護職員等によるたんの吸引等の研修テキスト」の手順とする。

（３）指導及び評価については、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業に係る指導者養成講習修了者または医療的ケア教員養成研修修了者が行うものとする。

（４）研修修了と認められる者は、「実地研修実施要領第11（５）評価判定方法」に示すとおりとする。

（５）評価については、「実地研修実施要領第11（６）評価判定基準」によること。

（６）配置医又は連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。

（７）利用者又はその家族に対し、実地研修の実施について十分な説明を行ったうえで、書面による同意を得ること。

（８）利用者ごとに個別具体的な計画が整備されていること。

（９）ヒヤリハット・アクシデントについては、報告書を作成し、情報を共有し、速やかに改善を図ること。

（10）研修期間中は、受講者を対象とした損害賠償保険に加入し、実地研修実施要領に定める体制を整備し、安全の確保に努めること。

　２　実施期間

　　　実施期間については、　　　　年　月末日までに修了できるよう実施計画をたてること。

　３　研修対象者

　　　この研修の対象者は、下記のとおりとする。

（１）平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（基本研修）を修了した者で筆記試験に合格した者。

　（２）平成２４～当年度喀痰吸引等基本研修（不特定多数の者対象）を修了した者で筆記試験に合格した者。

　（３）社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号から第３号まで若しくは第５号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第４号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。